

不正利用防止対策の詳細

1 これまでの不正利用防止対策

これまでに講じた主な不正利用防止策は以下のとおり。

- 2 1 年 6 月 退去住居と入居予定住宅、並びに離職事業所については、住宅地図等により確認するほか、必要に応じて現地訪問調査を実施すること等とした
- 2 1 年 8 月 入居後に「住居確保報告書」、「住居継続入居報告書」を提出しない者の生活・就職活動費を支給停止すること等とした
- 2 2 年 2 月 「暴力団員でないこと」を貸付要件とし、必要に応じて警察との情報交換等を実施すること等とした

2 不正利用防止対策の強化

これまでに講じた不正利用防止策の実施後に悪用事例の件数は減少しており、防止策が一定の効果を上げたものと考えられるが、防止策を講じた後においても悪用事例は一定数発生し、その手口は組織的かつ悪質なものであることから、今後はさらに以下のような不正防止の強化策を講じる。

(1) 不正行為の未然防止のための注意喚起

各種申請書及び案内文に、離職の事実等については必ず現地調査により事実関係を確認すること、内容に不審な点が認められる場合には不動産媒介業者も含めて警察当局に情報照会すること、事実と異なる記載が明らかになった場合には法的措置の対象とすること、等の警告を記載するとともに、本人に説明する。

(2) ハローワークにおける事実関係の確認の徹底

① 貸付前における確認

全ての案件について下記確認を行い、確認が完了するまでは対象者証明書を発行しない。

- ・ 離職事実・退去住居に関する確認

離職票による確認だけでなく必ず当該事業所を訪問し、事業主に直接、申請者の離職の事実関係、離職理由と住居喪失の事実関係、さらに退去住居が実在することを確認する。

- ・ 入居予定住居に関する確認

住宅地図による確認等の他、不審な点がある場合は現地確認を行う。

② 貸付後における入居住宅に関する確認

- ・ 貸付後、入居届が提出された時点で、必ず郵便物発送等により入居事実を確認する。

(3) 事業所情報、住居情報の一括管理

ハローワークは、(2)の①、②の事項について、申請書等が提出された時点で直ちに労働局を通じて本省に報告し、本省は事業所情報及び住居情報について総合的に監視確認（同一事業所からの多数の離職、同一事業所への多数の再

就職、同一住宅への複数人の入居、同一人からの複数回の申請等、不審な点についてのチェック)することにより、不正利用の防止を図る。

(4) 警察への積極的な情報照会の実施

仲介不動産業者に関しては、暴力団関係者でないことについて、必ず警察当局に積極的に情報照会を行う。申請者本人、離職事業主に関しては不審な点が認められる場合は警察に対する照会を行う。

(5) 不正案件の報告・点検

(1)～(4)の実施にもかかわらず不正事案が発生してしまった場合は、逐次、労働局を通じて本省に報告し、必要な対策を講ずる。